

疆域、版図、邦土、そして領域

柳原 正治

Yanagihara Masaharu

近代ヨーロッパ国際法における領域

国家が排他的に支配する地域、言い換えれば領域主権が及ぶ地域が領域である。ある地域（主物としての陸地。水域と空域は従物とみなされる）がどの国家の領域（領土）として取得されるかということは、領域権原論という法的枠組みにより論じられる。これに対して、合併、分離独立、分裂など、どのようなかたちで新国家が成立しても、その領域は領域権原論とはまったく異なる理論的根拠により説明されてきた。新国家が実効的に支配する地域は、その国家が国際法上の国家として成立する時点で、その国家の領域とみなされる。すなわち、新国家の領域の理論的根拠は、実効的支配という事実と他国による国家承認に求められてきた（もっとも、国家承認の効果については、創設的效果説と宣言的效果説が対立している）。

地球上のある地域が領域とみなされる場合は、これら2つの場合以外にもうひとつあると考えられる。国際法の成立の時点で存在していた国家の領域である。一定の数の国家群が存在しなければ、国際法の存在そのものも想定できない。国家群の存在と国際法の存在は表裏一体である。そうした国家の領域もまた所与の事実と考えなければならない。イングランドやフランスなどの中核的な領域は以上のようなかたちで説明されるのが合理的である（後に述べる「古来の権原」、「原初的権原」、「歴史的権原」をも参照）。

「領域」をめぐる理論の歴史

以上のような領域や領域主権や領域権原の考え方が確立していったのは、19世紀後半から20世紀初頭にかけてである。16世紀から18世紀の、それぞれの世紀を代表する、ビトリア、グロティウス、ヴァッテルの3人の学者にも、他の学者たちにも、「領域権原」論はみられない。ビトリアやグロティウスにあっては、いまだ近代的な「領域」の考えがそもそも成熟していなかった。ヴァッテルは、近代的な領域主権に近い考えを唱えているものの、領域取得・喪失の原因をまとめて論じているわけではなかった。

19世紀になり、国家主権（「国家所有権」、「国家領域権」、「領域主権」など名称はさまざま）が排他的に及ぶ「(国家) 領域」という観念が次第に支配的となっていった（ただし、その権利が所有権的性格のものか、支配権的性格のものかをめぐっては、意見の一致はみられなかった）。それとともに、どのようにして領域への編入がなされるかを、「国家領域権の取得の態様」、あるいは「国家領域に対する権原」というカテゴリーの下に一括して論じるというスタイルもほぼ確立していった。もっとも、領域への編入に関する当時の国際法理論、および、英国の法務官報告書（Law Officers' Reports）などを精査してみると、先占と割譲と征服の3つを領域権原とするということについてはほぼ一致がみられるものの、それ以外については千差万別であり、一定のスタンダードな理論が存在していたと言えるような状況にはなかった。領域権原の方式として、先占、添附、割譲、征服、時効の5つを挙げる、「伝統的な」理論が19世紀中葉から国際法学を支配してきたわけではけっしてない。

異なる「領域」概念の存在

以上のような領域国家としての近代国家と、それ以外の「国家」——たとえば、古代ギリシャの都市国家（アテネやスパルタなど）、古代ローマ帝国、中国の歴代の諸王朝（秦、漢、元、明など）、イスラーム世界の諸王朝（ウマイヤ朝やアッバース朝など）、明治維新以前の「日本」など——とは、その本質を異にする存在なのであろうか。

それらの「国家」も、一定の地域をなんらかのかたちで「支配」する「政治体」であったことは間違いない。しかし、そこには、上述したような意味での「領域」という概念はみられない。たとえば、中国の古来の「疆域（あるいは版図）」や「邦土」の概念、近世日本における「版図」、「所領」、「化外の地」、「異国境」の概念などは、近代ヨーロッパの「領域」や「国境」とは異なっていた。非西洋諸国、とくに東方の諸国（オスマン帝国、ペルシア、シャム、中国、朝鮮、日本など）は、それぞれに固有の「世界秩序」の下に存立していたが、19世紀初頭ぐらいからの、西洋諸国との接触のなかで、近代ヨーロッパ国際法上の「領域」や「国境」という概念を、自らの「国家」に適用することが求められていった。言い換えれば、西洋諸国の圧倒的な軍事的優位の下に、西洋諸国との関係は、近代ヨーロッパ国際法に基づいて行なうことを強要されていった。それらの国家は近代ヨーロッパ国際法を受容し、その「領域」概念も受け入れて領域国家として再編されて、現在に至っている（この点について詳しくは、柳原正治「幕末期・明治初期の『領域』概念に関する一考察」、松田竹男ほか編『現代国際法の思想と構造 I 歴史、国家、機構、条約、人権』〔東信堂、2012年〕、45-73ページ参照）。

そうであるとすれば、それぞれの地域に固有な「領域」概念が存在していたとい

う事実は、もはや単に歴史的興味の対象にすぎず、現在では切実な現実問題となることはまったくないと考えてよいのであろうか。

「固有領土」論

ここではこの問題を詳細に論じる余裕はないので、日本（さらに最近では韓国）が主張している「固有領土」論についてのみ、ごく簡略に説明しておきたい。この理論については、「我が国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない」ことを主張するものと捉えるか（北方領土の例）、「韓国側からは、我が国が竹島を実効的に支配し、領有権を確立した以前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されて」おらず、「遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立し」たことを主張するものと捉えるか（竹島の例）という点で、力点の置かれ方に相違がみられる。ただ、この理論が、日本が19世紀中葉に近代国際法を受容し、その領域論に従って領域を確定する以前に「領有権」が確立していたと主張するものであるとすれば、近代ヨーロッパ国際法上の「領有権」、「領域主権」、「国境」などの諸概念を、他の時代、他の地域にストレートに持ち込んでいいかということがただちに問題となる。

それらの時代、それらの地域に固有の「領有意識」とか「境界意識」といったものが存在したことはあらためて言うまでもない。問題はしかし、そうした概念と近代ヨーロッパ的な領有権概念とを連続的に捉えることができるかという点にある。

領域紛争の法的解決

国際裁判で領域（領土）紛争や海洋境界画定紛争の解決が目指されることが、最近多くなっている。裁判での解決のためには、「紛争」の存在が関係当事国間で承認されることが第1の関門である。そして、裁判所に付託することについての合意が2番目の関門となる。それらの関門がクリアされても、次には、裁判において、どのような国際法上の法理を適用するかという問題がある（この点については本特集の各論文を参照いただきたい）。領域権原論が裁判の場においてはほとんど有用な役割を果たしていないという事実は、つとに指摘されてきたことである。

さらに、「固有領土」論について述べたように、有史以来の歴史をどのような観点から評価するかという難問が存在する。この点は、とりわけ非西洋諸国にあてはまる。尖閣諸島や南沙諸島などについて中国が現在主張しているように思われる、伝統的「疆域」観あるいは華夷秩序も、こうした文脈のなかで捉えられる（松井芳郎「尖閣諸島について考える——国際法の観点から(2)」『法律時報』85巻2号〔2013年〕、67-69ページ参照）。この論点は、国際裁判において、「古来の権原」、「原初的権原」、

「歴史的権原」をどのように評価するかというかたちで問題設定されてきている(1953年マンキエ・エクレオ事件国際司法裁判所〔ICJ〕判決、1992年エルサルバドル＝ホンジュラス陸地・島・海洋境界事件ICJ判決、1998年エリトリア＝イエメン事件仲裁裁判〔第1段階〕、2008年ペドラ・ブランカ事件ICJ判決など)。

領域紛争を法的に解決することは決して容易ではない。歴史的な観点をも十分なかたちで取り込んだ、包括的な取り組みが求められている。そのさい、「現にある国際法」が果たしている役割を過小評価してはならないし、その一方で、「あるべき国際法」を構想すべきであることも忘れてはならない。国際法は「キメラ」(あるいは神話)でも「万能薬」でもなく、「いっそう健全な国際秩序を構築するために活用可能な、もろもろの制度のひとつにほかならない」(J・ブライアリー『国際法』〔1928年〕)なのである。

やなぎはら・まさはる 九州大学教授